

お 知 ら せ

令和7年12月18日
八幡浜保健所環境保全課
0894-22-4111(内線324)

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

県は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）に違反した下記2事業者に対して、次のとおり行政処分を行いましたので、お知らせします。

記

1 有限会社大和開発

(1) 被処分者	大洲市菅田町大竹甲1566番地1 有限会社大和開発 代表取締役 上甲 元子
(2) 処分内容	廃掃法第14条の3の2第1項に基づく 産業廃棄物収集運搬業許可（許可番号03813022408）の取消し
(3) 処分年月日	令和7年12月18日
(4) 処分理由	有限会社大和開発は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていないにもかかわらず、大洲市及び内子町において一般廃棄物の収集運搬を業として行い、廃掃法第7条第1項の規定に違反した。 このことにより、同社は、廃掃法第14条の3の2第1項第5号に該当する。

2 有限会社アポロサービス

(1) 被処分者	大洲市菅田町大竹甲1204番地 有限会社アポロサービス 取締役 上甲 達也
(2) 処分内容	廃掃法第14条の6において準用する同法第14条の3の2第1項に基づく 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（許可番号03853186759）の取消し
(3) 処分年月日	令和7年12月18日
(4) 処分理由	有限会社アポロサービスは、内子町における一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていないにもかかわらず、同町において一般廃棄物の収集運搬を業として行い、廃掃法第7条第1項の規定に違反した。 また、同社は、大洲市における一般廃棄物収集運搬業の許可を受けているところ、同市において、同社の名義をもって、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていない者に、一般廃棄物を収集運搬させ、廃掃法第7条の5の規定に違反した。 これらのことにより、同社は、廃掃法第14条の6において準用する同法第14条の3の2第1項第5号に該当する。